



人材確保等促進税制や所得拡大税制といった賃上げに関する税制に改正があったということなのですが、内容を教えてください。



今回の改正により、人材確保等促進税制、所得拡大税制ともに2年間の延長が行われた上で、適用要件等が細かく改正されています。詳しくは以下の概要をご覧ください。

●改正概要●

人材確保等促進税制への改組（旧：賃上げ・投資促進税制）

ウイズコロナを見据えた企業の経営改革の実現や、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度として改正されたうえで、2年間の延長が行われます。

《改正前》	《改正後》
<p>【要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 <u>3%以上</u></p> <p>②国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の95%以上</p> <p>③雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 ≥ 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乘せ（→合計20%） 税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <p>①新規雇用者^(※1)給与等支給額：対前年度増加率 <u>2%以上</u></p> <p>②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規雇用者^(※2)給与等支給額^(※3)の15%の税額控除 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乘せ（→合計20%） 税額控除額は法人税額の20%を限度

(※1) 雇用保険法に規定する一般被保険者に限られる。
(※2) 賃金台帳に新たに記載された者をいう。(一般被保険者以外の者を含む。)
(※3) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

出典：財務省

＜改正箇所＞

- ①賃上げに関する要件について、判定に用いる給与等が「継続雇用者」への給与等から「新規雇用者」への給与等へ変更されるとともに、判定に用いる給与等の増加割合が「対前年3%以上」から「対前年2%以上」へと変更されています。
- ②税額控除の対象となる金額が「国内雇用者に対する給与等の支給増加額」から「国内新規雇用者に対する給与等の支給額」とされています。
- ③国内設備投資に関する要件が撤廃される。
- ④適用要件の判定時において、新規雇用者給与等支給額から雇用調整助成金等を控除しない。

●改正概要2●

所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を下支えするという観点から適用要件が改正されたうえで、2年間の延長が行われます。

《改正前》	《改正後》
<p>【要件】</p> <p>① <u>継続雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率1.5%以上</p> <p>② 雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 <u>継続雇用者給与等支給額</u>の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%) 税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率1.5%以上 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 <u>雇用者給与等支給額</u>の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%) 税額控除額は法人税額の20%を限度

*教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

① 当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の1.1倍

② 中小企業等経営強化法の認定に係る計画

(【改正後】中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加)における経営力向上の証明

出典: 財務省

＜改正箇所＞

① 賃上げに関する要件（対前年1.5%増）について、給与等の支給額の増加割合の判定が「継続雇用者に対する給与等の支給額」から「国内の雇用者に対する給与等の支給額」へと変更されています。

② 税額控除の上乗せ措置の摘要可否の判定に用いる給与等の支給額（対前年2.5%増）についても、「継続雇用者に対する給与等の支給額」から「国内の雇用者に対する給与等の支給額」へと変更されています。

③ 適用要件の判定時において、雇用者給与等支給額からは雇用調整助成金を控除されません。

令和3年4月1日以後開始事業年度について適用

POINT



従来の税制では元々勤務していた従業員の賃上げが主な要件でしたが、改正後の要件は新規雇用者に焦点を当てたものとなっており、中小企業が新規雇用を増やすことへのハードルが下がったと言えます。